

業務指示書

インド国アンダマン・ニコバル諸島電力供給能力向上計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 鈴木 翔良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月9日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

(○)認めます。

()認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

()全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○)以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

()次の団員については補強を認めません。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 补強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／電力計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電力計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ディーゼル発電設備計画】

- 1) 類似業務の経験：ディーゼル発電設備計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統計画】

- 1) 類似業務の経験：系統計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月13日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
地形測量、地質調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もって下さい。

(INR1 = 1.7028 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル

提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／電力計画

ディーゼル発電設備計画

系統計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年6月10日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インド国アンダマン・ニコバル諸島電力供給能力向上計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	(-)
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	(-)	(-)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	<small>（今回は評価の対象としません）</small>	—
(2) 業務従事者の経験・能力：ディーゼル発電設備計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：系統計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

アンダマン・ニコバル諸島（以下 AN 諸島）はインド本土から約 1,200km 離れたベンガル湾内に位置し、南北約 1,000km の領域内に 500 以上の島を有する。中央政府による補助金（安価な電力料金）や社会保障制度（医療費無料）が整備されているものの、収入源及び雇用機会は港湾関連の公共事業や零細農業などに限られており、一般島民の実態上の生活水準は低い。行政政府所在地であり域内最大都市であるポートブレアを南東岸に有する南アンダマン島（以下南ア島）では、ディーゼル発電所 5 か所及び太陽光発電所 1 か所により電力が供給されている（合計設備容量：約 65MW）。しかしながら、ディーゼル発電所施設・関連設備の老朽化が発電効率の低下及び故障の頻発を引き起こしており、増大する電力需要（ピーク時約 40MW）に対する供給能力不足が深刻な課題となっている。既に電力需要が逼迫する夕刻には停電が頻発しており、今後さらに状況が悪化することが懸念されている。加えて、老朽化により年々増加する燃料費、維持管理・修繕費用等の削減による財務体質の改善や、新規設備投資のための予算確保が喫緊の課題となっている。特に南ア島の中核発電所であるチャタン発電所（既設計 15MW）は老朽化が激しく早期の改修が必要な状況となっている。

AN 諸島開発報告書（2008 年）においても電力分野を含むインフラ整備が主要開発戦略として掲げられている。また、インド政府の「第 12 次 5 ケ年計画（2012 年度～2016 年度）」でも発電能力の増強が全土で計画されている。

かかる状況下、2015 年にインド政府から我が国政府に対し、南ア島の電力供給能力の向上に係る無償資金協力の要請が発出された。本プロジェクトでは、南ア島の中核電源として機能すべきチャタン発電所のディーゼル発電機及び関連設備の更新・整備を行うものであり、当該地域の安定的な電力供給に資することが期待される。

2. プロジェクトの概要（要請内容）

(1) プロジェクト目標：

南ア島チャタン発電所のディーゼル発電機（以下 DEG）及び関連設備の更新・整備を通じて、電力供給能力を改善することにより、同地域への安定的な電力供給を図り、もって同地域の経済成長の促進及び貧困問題の改善に寄与することを目標とする。

(2) プロジェクトの概要：

- ① 施設・機材等の内容：DEG（5MW × 3 基）更新、付帯電気設備、系統制御管理システム等
- ② コンサルティングサービス／ソフト・コンポーネント（ディーゼル発電機の維持管理指導等）

(3) 対象地域（サイト）：

南ア島チャタン発電所

(4) 関係官庁・機関

監督機関：アンダマン・ニコバル連邦直轄領政府
実施機関：アンダマン・ニコバル連邦直轄領政府電力局

3. 業務の目的

本業務は、中・長期的対策を含んだ対象地域の電力開発ロードマップ（案）の検討結果を踏まえ、無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模について概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的に実施される。

4. 業務の範囲

本業務は、インド国政府から要請のあった「DEG 及び関連設備の更新・整備」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がインド国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計 3 回の現地調査実施を想定する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

第一回現地調査：無償資金協力の活用による DEG 及び関連設備の更新・整備の必要性・妥当性を明確にするため、対象地域の経済状況、電力開発政策、電力需給状況、電力開発状況等の情報収集を行なう。同時に協力内容に関する基本計画、概略設計、概略事業費の積算、環境社会配慮に係る基礎的な調査、協議、情報収集を行う。

第二回現地調査：概略設計、概略事業費の積算、環境社会配慮、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う。同時に対象地域の電力安定化に必要な短期的対策に加え、中・長期的な対策として必要な系統安定化、新規ベース電源開発に係る提言取り纏めに必要な調査、協議、情報収集を行う。

第三回現地調査：概略設計、概略事業費の積算を含み、これまでの調査結果を包括的にまとめた最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

なお、現地調査派遣前、現地調査帰国時には、日本側関係者が出席する会議を開催し、派遣前については調査実施にあたっての対処方針を確認・協議し、帰国時には現

地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

(3) 案件の必要性・妥当性の検証

無償資金協力の対象は、途上国の中でも所得水準が低い国が中心となっているものの、インドは円借款借入余力が高く、電力セクターでは 2015 年 12 月末時点で既に計 1 兆円を超える承諾実績がある状況。本プロジェクトにおいて無償資金協力により電力設備の整備を支援することの妥当性を明確にすべく、インド国政府の開発計画における AN 諸島の位置づけ、開発状況、経済状況等をレビューする。同時に AN 諸島、南ア島の電力開発政策・計画、電力需給状況、電力開発状況等を踏まえ、要請されている DEG 及び関連設備の更新・整備の必要性・緊急性、人道上のニーズ等を分析する。

(4) 中・長期的対策を含んだ電力開発に関するロードマップ（案）の検討

南アンダマン系統は、DEG の老朽化等による出力の低下により、ピーク需要（約 40MW）を賄い切れていない状況であり、IPP により 2013 年に運開した 5MW の太陽光発電所（以下 PV 発電所）による急激な出力変動も懸念されている。今後 AN 諸島では 100MW の太陽光発電導入計画が進められている。

したがって、中・長期的には、DEG に加え、ガス火力、水力、そして系統安定化策と一体となった再生可能エネルギーの導入によるベストミックスが実現されれば、低リスクで環境負荷の少ないエネルギー供給が実現されうる。

については、受注者は電力事業としての類似のシステムに関する運用経験・知見を活用し、短期的対策として供給指令が可能な DEG をピーク需要に対応する規模で整備することの緊急性の検証に加え、中・長期的な対策として、南アンダマン系統における新規ベース電源開発や系統安定化策の基礎的な検証を行い、ロードマップ（案）としてインド側への提言を取りまとめる。具体的な調査アプローチについて特にプロポーザルで提案すること。

(5) 系統安定化策の検証について

本プロジェクトは無償資金協力の性質と予算制約の観点から、緊急対応として必要な DEG の更新を中心とするが、DEG の効果的・効率的な運用の観点から、現状の系統運用における課題（周波数変動、電圧上昇等）を確認した上で、PV 発電所の出力抑制機構や DEG の負荷追従能力の向上（ガバナ改善、高速 DEG 導入等）等による系統安定化策の導入要否、想定される導入内容を検証する。

(6) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げた「大洋州地域電力セクターにおけるエネルギーセキュリティ向上支援策に係る情報収集・確認調査報告書（2015）」等、過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(7) 準備調査報告書の公表

準備調査報告書は、本業務終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本プロジェクトに関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表す

ることとする。

(8) 類似案件の評価結果の反映

これまでに島嶼国を対象とした類似案件において、DEG の維持管理能力の向上の必要性、原油価格の変動可能性も考慮した相手国側予算の確保が教訓として挙げられている。本調査では、スペアパーツや燃料の調達に係る相手国側の必要な予算の確保や実施能力強化等を含む運営・維持管理計画を確認し、事業効果継続のために必要な検討・提案を行う。

(9) 環境社会配慮

本プロジェクトは、既設電力設備の改修が主目的であることから、プロジェクト実施により非自発的住民移転や用地取得等の重大な影響を及ぼすことは予想されないが、調査実施時に現地にて確認するものとする。

なお、本プロジェクトは現時点で、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）」（以下、JICA環境ガイドライン）に基づくカテゴリーBに分類されている。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの実施目的と背景・経緯及び事業の妥当性の確認

- 1) 本プロジェクト要請の経緯と内容の確認とともに、インド国政府の開発計画におけるAN諸島の位置づけ、開発状況、経済状況等をレビューする。
- 2) AN諸島、南ア島の電力開発政策・計画、電力需給状況、電力開発状況等を踏まえ、要請されているDEG及び関連設備の更新・整備の必要性・緊急性、人道上のニーズ等を分析する。
- 3) 本プロジェクトに関連する相手国、我が国、他国、国際機関の事業内容の現状及び教訓等を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関であるアンダマン・ニコバル連邦直轄領政府電力局（Electricity Department, Andaman and Nicobar Administration：以下EDANA）の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、維持管理を含めた技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

(5) 中・長期的対策を含んだロードマップ（案）の検討

南アンダマン系統における安定的な電力供給に必要な（本プロジェクトを含む）短期的な対策案に加え、ベース電源の多様化と再生可能エネルギーの導入拡大、系統安定化策を含む10年規模の中・長期的対策案をまとめた基礎的なロードマップ（案）を作成し、実施機関関係者と協議の上、準備調査報告書（案）に分析結果をまとめる。なお、分析結果については以下の観点を含めること。

- ・ 電力需要予測
- ・ 南アンダマン系統における各電力設備の稼働状況や一次エネルギーに係る制約を踏まえつつ、最小費用投資、供給信頼度、エネルギー安全保障等の観点からの電源ベストミックスに係る複数シナリオの比較検討
- ・ DEG の運用形態を調査し、再生可能エネルギーの導入比率が高まる時間帯において各ユニットの燃料消費率を高める（もしくは維持する）ための運用形態の検討
- ・ 再生可能エネルギー発電の接続許容量
- ・ 系統安定化技術・再生可能エネルギー導入許容量最大化技術（再生可能エネルギー電源の出力抑制機構、DEG の運用改善、蓄電設備や揚水ポンプ動力への活用等）の検証

(6) サイト状況調査

設計、機材調達・据付計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す調査を行い、技術及び事業効果等の観点から無償資金協力事業として適切であるかを判断する。

1) サイト周辺状況

改修対象となるチャタン発電所とその周辺施設並びに系統安定化設備の導入候補箇所の現況確認を行い、無償資金協力としての妥当性、必要性、裨益効果、自然環境・社会環境に与える影響を検証・分析する。

2) 機材の設置スペース、輸送経路について

チャタン発電所の建屋においては敷地内の空きスペースに限りがあるため、機材設置場所の拡張の必要性の有無を確認する。また拡張が必要な際は、サイトクリアランスの状況（地中構造物、障害物の有無等を含む）の確認及び必要な測量も行う。なお、チャタン発電所は海沿いに位置しており、機材の輸送については、海上搬入となる可能性もあることから、効率的な輸送経路について検証・分析する。

3) サイト状況（自然条件等）調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、別紙1に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。また、現地再委託にて実施することも認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案するものとする。また、上記以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

4) 気象調査

災害が本プロジェクトに与えうる影響を考察すべく、天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等過去の気象/災害情報を遡って調査する。

5) 既設ディーゼル発電所調査

本プロジェクトに関し、既設ディーゼル発電を電源とした南ア島の系統運用について、以下の点につき現状を確認する。

- ① 各ユニットの運用方法（平常時、事故時）
- ② 出力調整範囲
- ③ 制御ロジック
- ④ 負荷変動に対する応答性、追従性

(6) 潮流解析

南ア島の電力需給状況を確認の上、本プロジェクトの妥当性確認に必要な潮流解析を行い、結果を事業計画に反映する。

(7) 環境社会配慮

- 1) JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
 - ①ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、住民の生活区域、及び経済社会状況等）の確認
 - ②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - イ) JICA環境ガイドラインとの乖離
 - ウ) 関係機関の役割
 - ③スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
 - ④影響の予測
 - ⑤影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
 - ⑥緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - ⑦環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）の検討
 - ⑧予算、財源、実施体制の明確化
 - ⑨ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

(8) 機材計画調査

- 1) 供与対象資機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。
- 2) 既存機材と要請資機材の整合性並びに電力系統の状況等を踏まえた上、資機材選定基準を検討する。
- 3) 調達事情調査（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送経路、輸送費、免税措置、現地代理店の有無、関連法令、保険等）を行う。
- 4) 消耗品、スペアパーツなどの入手手段及び機材メンテナンス・アフターサービス体制を確認する。
- 5) 既設DEGの稼働停止及び撤去計画の検討と据付工事計画を策定する。

(9) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル補完編（土木分野、建築分野）及び機材編」（2016年4月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（機材の数量・仕様等）

以下に示す各サブプロジェクトの基本方針を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

（ア）既設 DEG 及び付帯設備の更新

既設 DEG が設置されている、チャタン発電所全体の設備診断を行い、必要な改修計画を立案する。また、立案した計画をもとに、必要性・緊急性、費用対効果、無償資金協力による実施の妥当性等を総合的に勘案したうえで、先方実施機関と協議しつつ、協力対象となるコンポーネントを決定する。なお、更新するディーゼル発電機については、現在の需給特性、今後の需要の伸びを考慮したうえで、必要な容量、台数を決定すること。

（イ）系統安定化設備の導入

本プロジェクトでは、必要に応じて既存 PV 発電所の出力抑制等に対応するための系統安定化設備の導入を想定しており、運用性、メンテナンス作業を考慮した上で、基本計画を検討する。

3) 発電所の適切な運営維持管理に向けた図面の整備

本プロジェクトで整備する発電所の運営維持管理にあたり、今回更新した機器のみならず、プラント全体の図面整備が有効と考えられる。したがって、発電所の改修にあたっては、図面整備の必要性について検討のうえ、必要に応じ、ソフト・コンポーネントでの支援を念頭として、整備に必要な作業量の見積もりを行う。なお、必要な図面については、以下を想定するが、詳細は実施機関と協議の上で決定する。

- ・交流回路三線接続図
- ・制御回路展開接続図
- ・制御ケーブル接続図（現場への線名札取付含む）
- ・配電盤類外形図

4) 概略設計図

- ・全体システム構成図
- ・機器配置図
- ・電力系統図

- ・配電系統図、配電線ルート図
- ・土木・構造一般図
- ・構成機器一般図
- ・発電機制御ロジック図
- ・単線結線図

5) 調達・据付計画

- ・調達・据付方針
- ・調達・据付上の留意事項
- ・調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・調達・据付監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・実施工程

6) 技術支援計画（ソフト・コンポーネント計画）

本プロジェクトでは、プロジェクト目標を達成するために必要な資機材の調達と据付を実施するが、整備された施設の運用が円滑に実施されるための運営維持管理体制の構築に係るソフト・コンポーネントの実施を併せて想定している。本業務では、ソフト・コンポーネントにて実施すべき項目・内容や投入計画について検討し、先方実施機関並びに JICA と協議の上、決定する。なお、現時点で必要と想定されるソフト・コンポーネントの内容は以下のとおりである。

- ・DEG をはじめ新規に納入した機器の運営維持管理体制の構築
- ・DEG の経済的運用方法
- ・図面整備
- ・トラブルシューティング 他

7) 気候変動対策案件としての検討

プロジェクト実施により化石燃料使用の低減が図られるなど、温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資すると考えられるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate-FIT (Mitigation)）等を用いて温室効果ガス排出削減効果を推計する。

（10）相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項（用地確保、各種政府許認可の取得、既設設備の撤去、クリアランス等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないと想定するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法によって実現するのかを詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事

業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

免税情報は JICA インド事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) プロジェクトの維持管理計画

DEG 並びに系統安定化設備の維持管理についての実施体制を確認すると共に、毎年或いは定期的に必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類し、そのための費用を算出する。

なお、本プロジェクトでは無償資金協力本体業務の受注業者が別途先方実施機関と維持管理契約を締結し、中長期的な維持管理体制構築を支援することを想定している。同契約に含まれるべき維持管理内容についても、併せて検討すること。

(12) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠になることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な積算としなければならない。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に對しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算結果は、入札に対応する精度を確保すること。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参考すること。

2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に関する検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。JICA が算定した予備的経费率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化に係るリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動に係るリスク
- ウ. 自然条件に係るリスク（洪水等）
- エ. 現地政府のガバナンスに係るリスク
- オ. 治安状況に係るリスク

(13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。本体事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体事業実施時に確実に引き継がれるように配慮する。

(14) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフト・コンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(15) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①燃料費削減効果、②設備稼働率等が想定される。¹

(16) 協力対象候補コンポーネントの優先順位づけと先方政府との調整

協力対象候補のコンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮の上優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびに実施機関側との調整を行う。

- 1) 南アンダマン系統の電力開発における課題を踏まえた各コンポーネントの裨益効果
- 2) 各コンポーネントの事業費
- 3) 必要な許認可と所要時間の確認

(17) 準備調査報告書（案）の作成

準備調査報告書（案）説明調査団派遣前に、概略設計調査結果を協力準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(18) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記協力準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）をインド側関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(19) 準備調査報告書等の作成

インド側政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書
- 5) デジタル画像集

¹ 他にプロジェクトの成果や裨益効果、事後評価のための評価指標、及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案することとする。

6) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)以降を成果品とする。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 1 部 : 英文 5 部
(3) 現地調査結果概要	: 和文 1 部
(4) 準備調査報告書 (案)	: 和文 1 部 : 英文 5 部
(5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書	: 和文 2 部
(6) 概要資料	: 和文 6 部及び CD-R 3 枚 (※設計図及び完成予想図を含む)
(7) 準備調査報告書	: 和文 (製本版) 10 部及び CD-R 2 枚 (※設計図及び完成予想図を含む)
	: 英文 (製本版) 15 部及び CD-R 3 枚
	: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 2 枚
(8) デジタル画像集	: CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
(9) 進捗報告書初版	: 英文 3 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2016 年 4 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の補完編（土木分野、建築分野）及び機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月改訂版）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（最新版）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016年6月より国内事前準備を開始し、同年7月から第一次現地調査、同年8月から9月にかけて第二次現地調査を行い、2017年1月に第三次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2017年3月に概要資料、2017年4月に準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約26.93/MM

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／電力計画（2号）
- 2) ディーゼル発電設備計画（3号）
- 3) 統計計画（3号）
- 4) 機材計画
- 5) 統計安定化設備計画
- 6) 経済・財務分析
- 7) 施設設計計画／自然条件
- 8) 調達計画／積算
- 9) 環境社会配慮

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 関連資料

(1) 配布資料

- ・ 無償資金協力要請書
- ・ インド政府「エネルギー統計（2015）」

(2) 参考資料

- ・ 「大洋州地域電力セクターにおけるエネルギー効率向上支援策にかかる情報収集・確認調査報告書（2015）」
(JICA図書館ポータルサイトよりPDFのダウンロードが可能)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023957.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023958.html>
- ・ インド政府「第12次5ヶ年計画（2012年度～2016年度）」
(以下サイトよりPDFのダウンロードが可能)
http://planningcommission.gov.in/plans/planrel/12thplan/pdf/12fyp_vol2.pdf

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一次現地調査

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトのスコープを検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査

- 1) 団員構成：総括
　　計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトの事業計画、資機材内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 第三次現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括
　　計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：
　　準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

第2 業務の目的・内容に関する事項 6. (6) サイト状況調査について、以下の項目については、当該業務について現地の経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・地形測量
- ・地質調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託に係る見積もりは、別見積もりにて計上すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に關し、業務主任は、総括団員滯在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用資器材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦または第3国から携行するコンサルタント所有の資器材のうち、コンサルタントが本邦または第3国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また現地作業における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 本体事業からの排除

本件受注コンサルタント (JV 構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び資機材の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込み。

なお、無償資金協力調達ガイドライン (2016年1月) の規定により、本件受注コンサルタントとの間で同ガイドライン Chapter 2, Section 1.08 に定める要件に当てはまる資本、人的関係、もしくは契約上の関係を有する法人も設計・施工監理契約以外の役務及び資機材の調達から排除される。

以上

別紙 1

「アンダマン・ニコバル諸島電力供給能力向上計画」 自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質、水源などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は別見積りとする。

2. 調査項目（例）

調査項目には主に以下のものがある。各項目について、目的、内容、数量などを記載する。

（1）地形測量

調査目的：発電施設等の平面計画を行うために必要な情報及び発電設備計画に必要な地形の情報を確認する。

調査内容：平板測量、水準測量等

（2）地質調査

調査目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

調査内容：土質試験他

